

(公財)ひょうご産業活性化センターが

設備投資を 支援します!!

小規模企業者設備貸与制度

[貸与額] 100万円(税込)~1億円(税込)

割賦販売

リース

1.25%~2.50% 1.011%~3.010%

GX・DX促進設備貸与制度

[貸与額] 500万円(税込)~2億円(税込)

割賦販売

1.50%~2.75%

設備貸与制度とは

(公財)ひょうご産業活性化センターが皆様に代わって設備を購入し、「割賦販売」又は「リース」する制度です。

※令和8年4月1日現在 ※利率は、金利情勢等によって変動する場合があります。

「設備貸与制度」は
こんなに使い易い
制度です!!



✓ 低利! 長期固定!

✓ 簡単申込み!

✓ 連帯保証人・担保 原則不要!



公益財団法人 ひょうご産業活性化センター

設備投資支援室

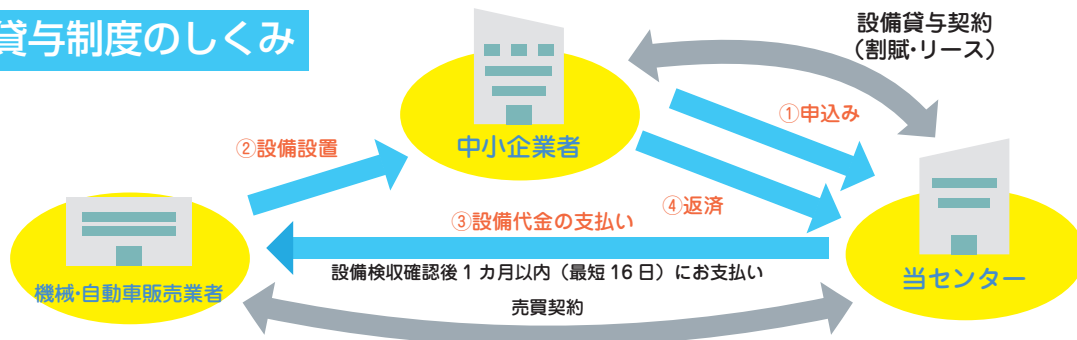
〒650-0044 神戸市中央区東川崎町1丁目8番4号
神戸市産業振興センター7階
TEL.078-977-9086 FAX.078-977-9102
<https://web.hyogo-iic.ne.jp>



設備貸与制度

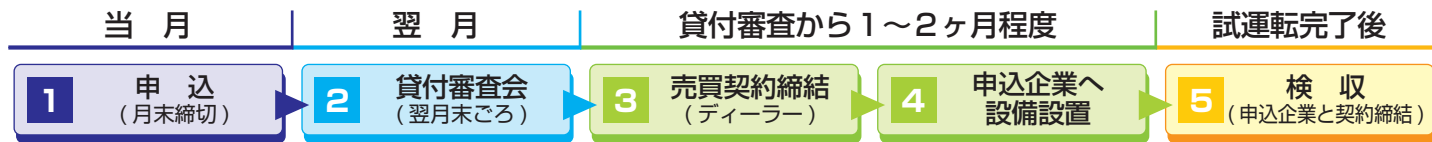
設備貸与制度は、県内に設備導入を検討している中小企業者を対象とする国・県が定めた公的制度で、当センターが中小企業のみなさんに代わって、希望する設備を希望する機械等販売業者から購入し、長期かつ固定損料(金利)で割賦販売(分割払い)・リースする制度です。

設備貸与制度のしくみ



設備導入までの期間

- ▶ 申込後に審査を行いますので、設備導入までに2か月程度必要です。
- ▶ デイラーとの売買契約前に導入された設備は、この制度の対象外となります。



制 度 区 分	小規模企業者等設備貸与制度		GX・DX 促進設備貸与制度
	割 賦 販 売	リ ー ス	割 賦 販 売
対 象 企 業	<ul style="list-style-type: none"> ● 兵庫県内に設置するもので、国の定める基準に該当する従業員50人以下の小規模企業者等 製造業・その他業種 20人(特認50人)以下 卸売業・サービス業 5人(特認50人)以下 小 売 5人(特認50人)以下 ※ 製造業・その他業種21人(卸売業・サービス業、小売 6人)~50人については、銀行(信用金庫、信用組合、農協、漁協を除く)、日本政策金融公庫(旧国民生活金融公庫に係る資金を除く)、商工組合中央金庫及び日本政策投資銀行からの借入金残高が4.2億円以下であること。 ※ 直近3事業年度の経常利益の平均額が3,500万円以下であること。 ※ 大企業からの出資等の割合が単独で3分の1を超えていないこと。 		<ul style="list-style-type: none"> ● 兵庫県内に設置するもので、国の定める基準に該当する従業員300人以下の中小企業者等 製造業・その他業種 300人以下 卸売業・サービス業 100人以下 小 売 業 50人以下 ※ 大企業からの出資等の割合が単独で3分の1を超えていないこと。
貸 与 額	100万円~1億円(税込)		500万円~2億円(税込)
対 象 設 備	兵庫県内に設置する新品または中古の設備(条件あり)		兵庫県内に設置する下記のいずれかに該当する新品の設備 ● 脱炭素化等のGX推進に必要な設備 ● デジタル化に伴う生産性向上等のDX推進に必要な設備
年利/月額リース料率(固定) 令和8年4月1日現在 ※利率は、金利情勢等によって変動する場合があります。	年 利 割 賦 販 売 1.25%~2.50%	月 額 リ ー ス 料 率 リ ー ス 1.011%~3.010%	年 利 割 賦 販 売 1.50%~2.75%
返 済 期 間・支 払 期 間	設備の法定耐用年数以内(3年~10年) 商工会議所・商工会経由で申込みを行った場合は、加入年数により(金利)優遇が適応される場合があります。 また、10年以内において2年を超えない範囲で延長が可能です。		
保 証 人・担 保	原則不要	※法人の場合は代表者の個人保証が必要です。 ※審査等により担保等が必要となる場合があります。	